

## 田島恵児著『ハミルトン体制研究序説——建国初期アメリカ合衆国の経済史——』

勁草書房刊 一九八四年X十五五四頁

高 橋 和 男

一九六一年に始るサイレット版『ハミルトン文書』全二六巻の刊行（コロンビア大学出版局刊、一九七九年完結）は、合衆国初代財務長官アレグザンダー・ハミルトン（一七五五？～一八〇四年）の経済政策の内外における研究を進展させるうえで大きな貢献をした。わが国の研究史を例にとれば、『商業資本説』およびそれに続く研究は、たしかに『産業資本説』の不備を衝くことはできたけれども、『ハミルトン体制』問題の核心を衝くまでには至らなかった」と指摘されるようなそれ以前の研究状況の突破がこれによつてはじめて可能になったからである。ここに紹介する田島恵児氏の『ハミルトン体制研究序説』は、かねてから研究者の間でその公刊が待望されていた氏の三〇年以上におよぶハミルトン研究を集体成したものである。しかし集体成といつても既発表の論文をただ一本にまとめたというものでは全然ない。著者が「はしがき」で言うように、本書は「現時点における筆者の問題意識および方法に即して」既

発表の論文を」大幅に書き改めて一本として作成したもので、その意味で「全体としては新研究と見なさるべきものである」。実際、評者ばかりでなくおそらく、多くの読者が本書を一読して、ハミルトン経済政策の総体を「公信用」の観点の下に体系化して、すなわち、「ハミルトン体制」the Hamiltonian System」として統一的に理解して叙述する著者の一貫した問題意識と姿勢とに何よりも心を打たれるにちがいない。「公信用」という統合的な観点の下に著者はハミルトンの個々の政策に関する既発表の論稿にさらに彫琢を加え、そしてぎりぎりまで新文献を渉猟して論旨を補強しなければならなかっただけでなく、独自の「経済政策の史的分析方法」まで編み出さなければならなかったのである。前者の努力の結果は、総数一四一五にものぼる龐大な注記（この方がときに本文よりも著者の考えがストレートに出ていて刺激のかつ論争的、あるいは自己防衛的であり、興味深い）となつて現われ、後者のそれは比較的長い

序章「研究の対象と方法」、および第一章を配したことにうかがえる。

ハミルトン研究の専門家でもない評者が、著者のライフワークと呼ぶにふさわしい本書の紹介という無謀な挙に出るのは、本書がこのように何よりも著者の学問的良心の結晶として読者の胸を打つからである。言葉を変えれば、日本のアメリカ経済史研究が戦後四〇年にして到達した学問的地平を本書はいろいろな形で示唆してくれるからである。

もちろんそれだけが理由ではない。本書でもたびたび言及される「アメリカ体制」の究明にむしろ関心を持つ評者にしてみれば、研究を進めるうえで、両者の関係をどう理解するかという問題ひとつをとってみても、「ハミルトン体制」に対する内在的理解と評価を欠かすわけにはいかない。そのために、無謀であれなんであれ、田島恵児氏の本書にいわば体当たりすることとは、評者してみればまたとない絶好の機会に恵まれたと言わねばならない。

I

本書の章別は次のようになっている。

はしがき

序章 研究の対象と方法

第一章 「ハミルトン体制」の概観

第二章 公債政策の史的分析

第三章 租税政策の史的分析——蒸溜酒税法施行を中心として——

第四章 国立銀行政策の史的分析

第五章 貨幣政策の史的分析

第六章 工業政策の史的分析

結語

付録 A、B、C

このうち第四章に最も多くの紙数がさかれ、これに第六章、第二章の順で続く。第五章は質量ともに著しく例外をなしている（本稿もふれない）。以下各章の内容を序章から順に、コメントを交えながら紹介してゆきたい。

序章において著者はまず、本書の研究対象のハミルトン経済政策を、従来のように「ハミルトン保護主義」と呼ぶかわりに、「ハミルトン体制」という術語を用いて表わすとして、三つの理由をあげている。とくに第三の理由、「研究史上のいわゆる『保護主義』という用語法によって表現することでは、はたしてその固有の特質および内容を十分に把握することができるかどうかという点に疑問を持つからである。」と述べていることに注目しなければならない。用語法をめぐる問題は、著者自身の旧稿における立場をも否定せずにはおかない深刻な影響を持つばかりでなく、付随的にハミルトン経済政策を「いわゆる『固有の重商主義』に属するものと考え」る小林昇氏や故吉田静一氏の周知の見解に対しても疑問を投げかけるからであ

る。ハミルトン経済政策を「ハミルトン保護主義の問題」として、特に工業政策を機軸とする経済政策として捉え「てきたわが国のハミルトン研究史こそ、本書が全力をあげて超克をめざす対象にほかならない（はしがき）。

「ハミルトン体制」という用語法の即自的な長所は、それによってハミルトン経済政策が「公債政策を機軸として他の政策を前者の目的実現の手段として整合的に配置した所の一大政策大系」であるとする著者の理解が端的に表現できることである。つまりハミルトンが財務長官として策定した諸政策は、それ自体「ひとつの目的合理的政策大系」という特徴を持つと主張されているのである。このように諸政策をいわばひとつのシステムに見立てて、構造連関的に捉えるところが本書の認識論上の最大の特色である。事実、先の章別構成もかかる著者の基本認識を反映するかのごとく、各政策がその展開の順序に従って、すなわち各政策にかかわるハミルトンの報告書が議会で提出されたその時間的順序に従って配列され、分析されている。「ハミルトン体制」という術語の選択に著者の問題意識がいま

じくも表出されている。

ついで著者は「ハミルトン体制」を本書は「経済史の対象に限定して分析」するものと述べ、経済政策を考察対象としながら「政治史の側面」には立ち入らないと断っている。しかし、この点に関してあらかじめ一言すれば、本書のこの禁欲あるいは政治史との対話の回避は、計量経済史家の「純経済学

方法」に対する著者の折角の批判（二〇三ページ）の説得力を著しく弱めるだけでなく、本書の研究成果のアメリカ史との、とりわけ建国期の諸理念とのレリヴァンスの如何という問題にも影を落していると言わねばならない。

本書の主要な分析視角として「後発性」、「国民経済」、「経済政策」、「国民国家」の四つがあげられていて、これらは「ハミルトン体制」の歴史的品格を究明するうえで有効な視角あるいは観点と考えられている。（上述の経済史的な分析への限定とこの分析視角については後掲の他の書評とりわけ三和良一氏の批評を参照されたい。）

本書における史料（刊本ならびにマニエスクリプト）の博覧は従来のが国のアメリカ経済史研究者の水準をはるかに越えたものだが、そればかりでなく、「本書の研究に当り筆者はまず内外の二次的史料を極力収集しそれを研究した。その上で、できうる限り原史料を調査研究するように努めた」とする著者の研究姿勢にこそ学びたいと評者なぞ深く自戒せられる。それはともかく、そうした史料を著者がどのように利用し、そこからどのような歴史像を描いているかに本稿の関心がある。因に序章の第一節の末尾で著者の「ハミルトン体制」像があらかじめ「仮説」として提出されている。これは第二章以下の諸政策の分析結果に結論を要約整理したものだから、読者はこの部分および「ハミルトン体制」の概観」と題する第一章に目を通すだけで、論証抜きではあるが本書の結論を知ることができ

る。

序章の第二節で内外のハミルトン研究史が丹念に整理されていて裨益するところきわめて大きい。わが国について見ると、山川信夫、鈴木圭介の両氏が戦前に論文を発表してハミルトン研究の先鞭をつけ、とりわけ鈴木氏の研究によって「ハミルトンを後進的アメリカ産業資本の保護育成者であると規定」する「産業資本説」が確立されたこと、その後後にこの鈴木氏の「古典学説」に対して山田信満氏らの「ハミルトン工業政策は、政策論の面では産業資本の利害を促進することが構想されているが、その政策実施面では貿易商業資本に基盤をおくものであった」とする「商業資本説」が現われたこと、さらにこの山田氏の研究の影響下に、中村勝己氏らの「ハミルトン保護主義における『理論と実践の乖離』」を問題にする系譜が形成されている一方で、最近では「『ハミルトン体制』を後進的な上からの原蓄体系として『理論と実践の統一』を図ろうとする楠井敏朗氏の見解」が提出されていることなどが紹介されている。しかし、これらの研究は、著者の旧説も含めいずれも、「『ハミルトン体制』問題の核心を衝くまでには至らなかつた。」本書は研究史のこのアポリアの克服を課題としているが、系譜的には山田信満氏の「商業資本説」の系列に属し、しかも山田氏を直接継ぐものである、と言ってよい。

外国（主に合衆国）の研究史についても一言すれば、ハミル

トン評価もまた「あらゆる研究はつねに時代の制約を負う」という鉄則から免れえなかつたと、指摘されている。たとえば、今世紀初頭の革新主義史学の台頭と共にハミルトン評価が下つたことは、ピアードの『ジェファソン民主主義の経済的起源』に見られる通りである（かれの合衆国憲法の解釈もここで想起された）。ところで、先走った言い方をすれば、革新主義に新保守主義が取って代り、「研空の成熟期」を迎えたと著者の認識する現時点において刊行された本書は、著者のいう時代の制約をどのような形で負うのであろうか。

序章の末尾で解説されている著者の「経済政策の史的分析方法」は、政策展開過程を、(1)政策提起過程、(2)政策決定過程、(3)政策実施過程の三つの局面に分けて考え、各過程の行為主体を想定する。「目的と手段の範疇で考えることのできる政策行為は……因果論の範疇でも考えうる」から、「政策行為の因果論的認識」あるいは政策効果の客観的な評価が成り立つ、というわけである。この「新しい方法」といささか著者の自負する手法は、政策主体と政策の社会的推進主体との厳密な区別、そして、「政策決定過程」に携わる政策主体の「二分法」、に特色がある。著者の「政策主体」という語は、「経済政策の展開過程に立ち現われてくる人間諸個人」すなわち、(1)政策提起主体（「これは、しばしば政策の社会的推進主体あるいは経済主体と同一人格である」）、(2)政策決定主体、(3)政策実施主体、の「三種類の諸個人」のうち、(2)政策決定主体のみを指す。これ

は、とかく経済史研究が「政策主体」（政策決定主体）と「政策の社会的推進主体」を一緒くたに論じている点を改めたものである。複雑なことには、この「政策主体」がさらに「政策主体Ⅰ」と「政策主体Ⅱ」とに二分されていて、前者は「行政府に属する政策家もしくは官僚」を、後者は「立法府のを所与と政治家および院外勢力」を指す。建国期のアメリカの政治制度すれば、「ハミルトンのような」政策構想力の豊かで政治力に富む卓越した個人たる政治家が政策決定過程において果たす役割が相対的に大き」いので、本書でも「政策主体Ⅰ」が重視されている。

ところで、公益実現のために私利を巧みに誘導する政治家の役割を重視したのが、原始蓄積期の経済学者ジェームズ・ステュアートの『政治経済学原理』（一七六七年）である。ここに著者は政策家ハミルトンを事実上唯一の「政策主体」とみなす強力な追加の根拠を見出すわけである。この点に限らずハミルトン経済思想におけるステュアートの影響如何という主題は、「ハミルトン体制」の歴史的性格の究明を課題とする本書のトピックスのひとつとなっている。しかも両者の関係についての具体的な政策論に即しての論証は、ステュアート研究の専門家の注意をひくに足る成果をあげている。本書の「公信用基調説」が経済思想史・学説史に対する著者の精通によっていかに裏打ちされているかはやがて見る通りである。

## II

本書では建国初期アメリカ経済の基礎過程は所与とされている。わずかに『「ハミルトン体制」の概観』と題する第一章の第三節が、「建国初期アメリカ経済の段階と構造」と題して、「ハミルトン体制」がその上で展開するところの経済的基礎過程を概観しているにすぎない。著者のこの点に関する認識は評者にとり意外なことに鈴木圭介氏や中村勝己氏あるいは官野啓二氏らの「局地的市場圏」に関する周知の業績に依拠してさえいる。すなわち、建国初期にベンシルヴェニアの内陸タウンに見られた「局地的市場圏」の簇生といった事態のうちに、アメリカ産業資本発達の基本線を認める立場を堅持していることである。評者から見ればこの点は重要である。著者の経済的基礎過程に関する通説へのこうした依存と、「ハミルトン体制」という著者独自の仮説の壮大な構築とが、齟齬をきたしはしないかと懸念するからである。やがて見るように、著者の「小生産者の発展」の立場は、「ハミルトン体制」それ自体の肯定的評価とは別の次元でなされる、その歴史的性格あるいは意義と使命にかかわる否定的評価を生む、つまり「ハミルトン体制」の著者による両義的評価を生む原因となっている。

なお、ここですでに「ハミルトン体制」の支持基盤が統計的、範疇的に示されているが、伏線にしても行き過ぎたサーヴィスと言うべきで興味をはなはだしく殺ぐ結果になっている。

III

一七八九年三月に招集された第一連邦議会は四ヶ月後には「政府の維持、合衆国公債の支払いおよび製造工業の奨励保護」を目的とする「一七八九年関税法」を早速成立させている（本書の巻末付録Aを参照）。ハミルトンが財務長官に就任するのはさらにこの二ヶ月後の九月である。戦後処理の最大の案件である、内外債合計七九一二万ドルにも達する累積債務をいかに処理するかがハミルトンに委ねられた課題であった。

「政策決定過程」を、それも「政策主体Ⅰ」（つまりハミルトンの役割）を重視するという著者の言葉通り、「公債政策の史的分析」と題する第二章は、ハミルトンの作成した報告書の作成過程とその政策論・政策提案の吟味、議会における報告書とこれを基にして作成された法案Ⅱ「公債借換法」の審議過程の分析、が主な内容を占めている（他の章の場合も分析手続はだいたい本章と同じになっている）。

通称「公信用に関する報告書」は、正式には「公信用を維持するための規定に関する報告書」と呼ぶべきもので、ハミルトンによって作成された最初の公式報告書である。加えて在職中かが作成した全一四篇の報告書のうち一篇までが公信用問題にかかわるとすれば、著者が「公信用一色で彩られている」というのも無理はない。「公信用」とはそもそも何か。ハミルトンにとってそれは、新生独立国家アメリカが政治的・財政的

基盤の確立をはかり、「国家の信用」をゆるぎないものにするものであった。たとえば「国家の公信用に疑問が存しない」一八世紀イギリスにおいては、「公信用問題即公債問題であり両者は等置され」る傾向があったという。だから「国富論」においては「公債制度」が否定的に論じられても、「公信用」が問題になることはない。他方、ステュアートの『経済学原理』には「公信用について」という独立の篇があり、この書物が原始蓄積期の経済理論という性格を持つことをいかに示している。著者がハミルトン経済思想へのステュアートの影響を重視する所以である。

『報告書』は、(1)公信用論および公債制度論、(2)戦時公債借換え方法に関する提案、(3)戦時公債の諸統計および蒸溜酒税法草案からなる。ハミルトンの公債政策に対する態度は、戦時公債借換えのかれの基本方針に明らかである。第一に、新政府発足以前の「国家の信用」が失墜していた時に額面割れの低市場価格で、原所有者から現所有者に手渡った戦時公債を、額面通りに新公債に借り換える。第二は、新公債の管理とその利払いに必要な財源の獲得を連邦政府に集中する、というものである。戦時公債所有者、とくに大口所有者の新政府に対する信頼、すなわち公信用の回復を図ることによって、結果として、政府の「最大の政治的課題である国民国家の強固な確立」も図れる、と考えられていて、著者はここにはきわめて目的合理的な手段の選択が見られる、と評価する。さらに、「私的利益を誘導し

て公的利益……を政策によって実現しうる」というハミルトンのステューアートの発想もここに見られる。

もとより戦時公債の借換えは、その具体的取り決め方次第で、階級・階層間の、そして地域間の利害対立を容易に生み出しかねない性質の問題である。一方では、公債権者団の議会請願を取り次いだハミルトン派の有力議員の間で、「政治家ハミルトン（Ⅱ政策主体Ⅰ）と下院議員（Ⅱ政策主体Ⅱ）の見事な共鳴現象」と著者に言わしめるくらい、一糸乱れぬ連携プレイが見られた。

ところが議会審議の過程で、連邦政府による邦債の引き受け問題をめぐって、下院全体委員会がこれを否決したことから審議は紛糾する。結局、「公債借換え」草案作成のため（の）小委員会」を組織して、いわば当初の議題の審議をバイパスする形で難局は乗り切られた。この「小委員会」についてはその構成、機能等いまだ少し説明が欲しい気もあるが、それはともかく、審議過程の分析を通じて、「フェデラリスト」内が、ハミルトン案支持で必ずしも一致していたわけではないこと、とくに、原所有者と現所有者との間の「差別問題」をめぐって、盟友マディソンがハミルトンにはじめて正面から反対したばかりか、反フェデラリストとしてハミルトンと袂を分かったこと、などが解明される。

差別問題をめぐるハミルトン派と反ハミルトン派の対立を著者は、「市民的正義」Ⅱ「形式的衡平」と「自然的正義」Ⅱ「実

質的衡平」の戦いという、スミスⅡウェーバー的なゲームで捉え、ハミルトン派の勝利は、「公債の現実的所有者、特に大口公債所有者の『市民的正義』が貫徹」されたものと見る。もちろん、かかる「市民的正義」は「大土地投機業者兼大公債投機業者」らの公債投機とも両立する。これに対して、「南部プランターや内陸小ブルジョアジー」は「倫理を旗印」に、すなわち「実質的衡平」を求めて、貨幣的富の北部商人階級への集中に反対し、そして敗れたと言える。邦債引き受け問題をめぐる対立も、実はこれとほぼ同じ南北の対立という構図をとっている、南部は連邦政府への権限の集中を図るハミルトン案に対して、州権論の立場にたって反対したのである。

公債政策をめぐる南北の決定的な対決は、このときはハミルトンのジェファソンとの有名な取引きによって回避されるが、「アメリカ合衆国の国家主権を北部と南部のいずれが掌握するか」（九一ページ）という問題は言うまでもなく南北戦争が解決することになる。著者がここでは「市民革命」という言葉こそ使っていないものの、実質的にピアードと同じ立場にたつことを確認しておきたい。本書におけるほとんど唯一の、南北戦争と「国民国家の確立」の関連を示唆した個所だからである。

ハミルトン公債政策の政策効果、それも意図した効果がいか

がなつたことを示す傍証として次のような事実を挙げる。「公債借換法」成立から一年たった一七九一年八月に、六分利付債の市場価格は額面価格にまで戻り、さらにこの半年後には額面価格を二〇パーセントも上回った。市場価格が額面価格を上回っていたこの頃行なわれた the 'S. T. M.' (後述) への株式払い込みは、予想に反して、公債ではなくて、正貨で払込まれた。そして九〇年代後半から外国人による公債所有が増加した（外資導入効果）。

ハミルトン公債政策は、このように狙い通りの効果をあげたけれども、否、それだけ目的合理性が高かったがゆえに、激しい利害対立、「意図せざる結果」を噴出させることになった。マディソンの離反に端を発するフェデラリスツとリパブリカンズの対立を言っているのだが、著者はこれに付言して次のようにここで述べている。「ハミルトン体制」とアメリカ史における原始蓄積過程の関係を著者がどのように考えているか示すものとして興味深い。「ハミルトン公債政策の実現に貢献したフェデラリスツが、僅か一〇年にしてその政權の座を反対党のリパブリカンズに奪われるに至るのも、ある意味で意図せざる結果のひとつと見なすことができよう。公債政策を機軸とした『ハミルトン体制』の下に急速に進展した原始蓄積の展開は、最早、直接のその生みの親であったフェデラリスツをすらも、自らの進展には非合理的存在と感ずるに至ったからである。」（一一五ページ）。先に評者は、本書に見られる政治史との間の

対話の回避に危惧を表明したけれども、それは上記の文章に見られるように、「ハミルトン体制」から「アメリカ体制」への移行をもつばら生産力の発達（原蓄の展開）から、あるいは、社会経済的利害状況からのみ、説明する傾きが著者にはあるからである。歴史の転軸手として思想なり理念なりが果たす役割に対する評価が本書ではその分だけ低いと言える。

#### IV

租税政策と国立銀行政策を扱った第三章と第四章に限って「政策提起過程」を欠く体裁となつている。「社会的推進主体による政策提起の局面を欠く」というのがその理由である。

「公信用確立に必要な追加的規定に関する第一報告書」（ここでは「蒸溜酒税に関する報告書」と略称）においてハミルトンは、内国消費税たる蒸溜酒（ウイスキー）税の導入を提案し、もつて公債利子の支払いにあて、余資を減債基金の設置にあてるとしている。ハミルトンは新税の課税によって約八八万ドルの歳入増加を見込んでいる。しかし、一七九一年から一八〇一年の一一年間の公債利子支払い総額が三一一三四万ドルにも達した現実（一一一ページ）に対して、いかにも焼け石に水という感じがする。かかる租税政策ですら「公債制度を機軸とする『ハミルトン体制』の整合的一環をなす政策」と言えるかもしれないが、元来公債政策と肩を並べる程の政策展開の必然性があったとはみなしがたい。現に著者は一方では、本書で分析

される五つの政策の中で、租税政策は工業政策と並んで目的合理性の低いものであると評価している。

では何故ハミルトンはこのような目的合理性の低い内国消費税を生産者大衆に課税しようとしたのか。その租税論的根拠とはどのようなものだったのか。著者のこの点に関する学説史の分析は興味深い。それによると、ハミルトンがロック↓スミスが支持する「土地単一税論」に反対し、ヒューム↓ステュアートの推す消費税を選択した背景に、ロックやスミスが擁護しなければならなかったような「近代的地主も産業資本も存在していなかった」という当時のアメリカの発展↓現実があるとされる。西部農民の場合、「地租を最も公平な租税として要求した」という「ウイスキー一揆」の研究者の説が引用されているが、重農主義者もまた「土地単一税論」を説いたことを抜かしてはならない。したがって、ハミルトン租税政策の「社会的推進主体」は、上記のいずれの階級でもない「商業資本、特に報復関税を懸念して関税を嫌う貿易商業資本、大地主あるいはプランターの一部であったと推論することができよう。」(因にこうした貿易商業資本の利害が結果的に連邦政府歳入の改善にいかん貢献したかは本書末尾の「結語」を参照。)

ハミルトンの租税論の立場はこのように重商主義者のそれである。とはいえ、著者は他方では、ハミルトンが「スミスよりも明確に重農主義批判の立場をとっていた」と考えているようである。といっても、著者の指摘に従えば、ハミルトンは原理

を重んずる思想家では決してなく、むしろ便宜(時宜)を重んずる政治家であったから、ここで重農主義批判といっても原理的なものではない(事実、『報告書』執筆の10年前にはロック流の地租を支持していた)。もう一例あげれば、公共善の実現を図る政治家の役割という観念にしても、実はケネーにも見られる思想であって、この点ではステュアートからだけハミルトンが影響を受けたとは必ずしも言えない。したがって、問題とすべきは、ヒュームやステュアートに拠ってハミルトンが「重農主義批判の立場」とったことの政治的、戦略的意味である。

ところで、The U. S. A. に代表されるような大規模な工業企画の推進は、それらの産業資本の出自がどうであれ、やはりこの場合もスミス以上に、工業生産力の最新の水準をハミルトンが理解していたことを示すとは言えないだろうか。後出の「工業政策」の分析において著者はこの点を示唆しているように見える。政治的・経済的な、完全な独立がハミルトンの、アメリカの、最優先課題であったとすれば、最先端の工業技術をイギリスから導入して一挙に国内工業生産力を確立しようとするのは、その限りでは原則的、理想主義的対応と言える。逆に、ジェファソンのな農業立国論と自由貿易論(共に南部で支配的なイデオロギー)は、その限りでは、むしろきわめて妥協的、状況追隨的な対応と言うべきである。

しかし問題はハミルトンのまさしくそうした国内状況の認識にあった。「蒸溜酒税法」の施行は財政に所期の効果をもたら

さなかつただけでなく、公債政策のとき以上に深刻な「意図せざる結果」をもたらした。ハミルトンとかれの補佐官テンチ・コックスの不和と袂別、「南部議員のリパブリカンズへの地くずれのような転向」はフェデラリスツ内部の矛盾の激化の表われと言える。事実、「蒸溜酒税法」にひそむ「価値非合理性」（一七七ページ）は、ついに「ウイスキー一揆」をひきおこした。

同法施行直後、ペンシルヴェニア西部で開かれた抗議集会に端を発したこの実力闘争は、実に「足かけ四年にわたる」大事件であった。この間一七九三年には首都フィラデルフィアで「一万人を動員した集会が開かれ」るなど、この内国消費税反対運動が西部農村部の零細なウイスキー製造農民ばかりでなく、都市の製造業者からも支持を得ていたことがわかる。ここに一揆は「単なる反税闘争から」反「ハミルトン体制」闘争に転化する様相を見せ、同時にフィラデルフィアのハミルトン支持の製造業者の間でリパブリカンへの転向が相ついだ。反対闘争がピークに達した一七九四年一〇月についてハミルトンは、一揆の中心地ピッツバーグに向けて、「法と秩序」の維持を旗印に、一万三千名あまりから成る一揆鎮圧軍を率いて出陣し、約二千名の一揆参加者がいち早く逃走したあとのピッツバーグを難なく占領した。

事件は九四年一月に、ワシントン大統領の大赦令によって終息したが、そのあとでハミルトンは財務長官辞任を決議し、翌年一月に、最後の報告書を議会に提出して辞任することにな

る。ついでながら、ジェファソンがハミルトンの外交・財政政策に反対して閣外に去ったのがフィラデルフィア大集会が開かれた九三年の暮のことである。ハミルトンの辞職と「ウイスキー一揆」の関連について著者の指摘はない（六七ページ、注四七）。それどころか、「終始あおりこそしなかったであろうが拱手傍観したジェファソン」と揶揄する一方で、「体制危機」の難局にいわば身体を張ってあたったハミルトンの「力と秩序を重んじる統治」（訳文は評者のもの）を高く評価する。こうして著者は、アメリカ史、とくに政治史の研究者の間の不評からハミルトンを救出することにより、「独立革命および建国初期におけるジェファソンの伝統の重視」という、これらの研究者の間での伝統を相対化しようとする。

従来の研究史に対する著者の批判自体は適切であり、傾聴すべきであると考ええる。しかし、著者の批判は、これはこれで、やはり一面的である。アメリカ史のダイナミズムは、「ハミルトン体制」も「ジェファソンの伝統」も二つながら必要とした、と考えられるからである。著者はハミルトン租税政策の失敗を、第一義的には内陸農村部での社会的分業の発達をハミルトンが認識しえなかったこと、換言すれば補佐官コックスとの認識のズレ、に帰している。だが、他方で著者は、ハミルトン租税政策が「狭義の政策目的合理性にとらわれ過ぎたため、遂にアメリカ民主主義の原理と真正面に衝突すること」となった、と述べて、「ジェファソンの伝統」であれ「アメリカ的原

理」であれ、民主主義の理念が「局地的市場圏」のいわば構成原理となつてゐることを承認してゐるのである。事実既に見たように、著者のアメリカ資本主義發達の見方は「小生産者型發展」説にたつものであつた。ジュファソニアニズムあるいはリパブリカニズムが建国期アメリカの支配的価値の理念であるとする立場は、そうした著者の立場と矛盾、対立するどころか、著者の本書における基本的認識、「一八〇〇年の革命」すなわち「政策原理における『ハミルトン体制』からの軌道修正」という弁証法的ロジックにとつても必要不可欠な立場であらう(二四四ページ注一二三および四八四ページ注二七八)。

## V

「国立銀行政策の史的分析」は本書きつての雄篇である。ハミルトンが一七九〇年一二月に議會に提出した「国立銀行に関する報告書」とその議會審議過程、そして第一次合衆國銀行の事態の分析を通じて、第一次合衆國銀行に期待された役割と実際それが果たした機能とが、「後發性」、「國民經濟」の視角から、とりわけ先進國イギリスとの比較という観点から、明らかにされてゐる。

ハミルトンは国立銀行の構想をかなり早くから、一七七九年頃、大陸紙幣の減価をきっかけに懐いていたと言われる。ジョン・ローの信用創造論やステュアートの土地銀行構想などがハミルトンの構想に影響を与えたが、いずれも斥けられて、アダ

ム・スミスの、イングランド銀行タイプの、近代的商業銀行が結局最後に残された。『報告書』においてハミルトンはまずプラン作成にあたり考慮に入れるべき「アメリカ固有の問題」を考察する。すなわち、(1)植民地時代と独立革命中の政府紙幣の濫發、(2)公有地の存在と製造工業の未發達、(3)憲法による州政府の紙幣發行禁止、(4)正貨による公債利子支払い、以上である。ついで具体的な制度論に移り、当時存在した北アメリカ銀行(州法銀行)の制度的欠陥をふまえたプランが提案される。われわれはその内容を「四原則」、二四ヶ条におよぶ「合衆國銀行組織プラン」から細大漏らさず知ることができる。

ハミルトンの国立銀行プランの大きな特徴は、第一次合衆國銀行が正貨銀行であること、その資本金の一部に公債を充当することである。とりわけ、公債による株式払い込みというアイデアは公信用強化の観点から重要である。何故なら、それによつて「後發的アメリカの貨幣不足の实情にもかかわらず巨額な資本金を持つ国立銀行を設立することが可能となり、それによつて大量の銀行券を發行して貨幣資本不足を解消できる」からである。たしかに、一千万ドルの資本金のうち、その六割に公債を利用できれば、右記の効果と共に、公債の市場価格を高めるといふ、したがつて公信用をそれだけ強化できるといふ効果、著者のいう「一石二鳥的效果」を期待できるわけである。因にこの点でも、第一次合衆國銀行は正貨銀行たるイングランド銀行と「同一の性格のもの」とされてゐる。著者が合衆國憲法の

制定にしても、公債政策にしても、かかる文脈の中で、構造的に評価されねばならないとしているのは至当な発言であろう。これを裏返して言えば、「合衆国銀行特許法」をめぐる対立の構図でも、憲法制定、公債政策の場合と同様、「北部および商業・金融利害に対する南部およびプランター・農民利害の対立」が浮き彫りにされている。同法案の下院での票決結果によると、反対票二〇票のうち一九票が南部の票であった。

本章の第二節「政策実施過程」、とくに「政策効果の分析」において本章の、あるいは本書の分析は頂点に達する。というのは、一七九一年から一八一一年まで、第一次合衆国銀行の全営業期間について、業務内容が分析されているからである。著者がそのために利用した新・旧の統計史料のうち、一七九二年から一八〇〇年までの本店および支店（四ヶ所）の貸借対照表は、今回はじめて公刊されるもので、「基礎史料」として本章末尾に挿入されている。「この史料の利用により、従来ほとんど闇にとざされており想像の域を出なかつた第一次合衆国銀行の全貌が俄かに、……明るみ出されることとなった」と著者が自負するものもつともであろう。「基礎史料」の各項目を丹念に解説してから、(1)連邦政府の金融機関としての業務、(2)割引業務、(3)発券業務、(4)預金業務、(5)その他の業務、(6)銀行の収益性、の順序で業務内容の分析が行なわれる。

資本金一千万ドルのうち七六〇万ドルを割り当てられたファイ

ラデルフィア本店の、一七九二年―一八〇〇年の九年間の営業状態の推移を表わす第三図によると、合衆国銀行本店が政府の金融機関であったことがわかる。「ウイスキー一揆」をはじめとする一連の「内憂外患」で、「政府貸付金」が一七九四年に急増し、そのため保有公債の大量売却を余儀なくされているほどである。にもかかわらず、発券の基礎となる公債保有額が発券高を七割以上も上回り（第二三表(A)、(B)を参照）、合衆国銀行券は額面を上回る市場価格を持つ公債によって十二分に保証されていた。まさに本店の場合には「銀行券を公信用によって支え、……それにより巨額な貸上げを可能になし、逆に公信用維持に貢献した」と言いうるのである。

同じ第三図からはまた本店の割引業務が政府への巨額の貸上げによって圧迫されていたことが見出せる。本店の手形割引額の推移に比して、ニューヨーク、ボストン、ボルティモア、チャールズトンの四支店のそれは一貫して上昇している。一八〇〇年には全店で一千万ドルの割引業務のうち、約七割を支店で占めていた。とくにニューヨーク支店の手形割引の急速な増加は、同市のアメリカ最大の貿易都市としての急成長を、あるいはチャールズトン支店の場合には、綿花輸出の急増を物語る。著者はチャールズトン支店の動向に関して、「イングリッド銀行を制度的に模倣して設立された第一次合衆国銀行」が、「産業資本とは異質のプランターのために立派に機能している」として、制度の「機能転化現象」を指摘する。いずれにしろ、

本・支店の割引業務を通じて、貿易金融業務が中心で、顧客について語る史料が残存していないこともあって、産業金融業務が當まれていた可能性は小さいと著者はみているようである。

発券業務の特徴は、本・支店を通じ高い発券準備率にある（正貨保有額に対する発行残高比。「正貨」は外貨、銀行券などからなる。保有公債は「準備率」の計算に含まれていない）。本店の場合、一七九二年～一八〇〇年間の全期間平均で約四五パーセント、一八〇〇年には約九八パーセントにもなっている。支店の準備率は本店よりさらに高い。こうした発券業務における顕著な「保守性」を、著者はイングリランド銀行の二〇パーセントから三〇パーセント程度の「適正準備率」と比較して、「Paper Money Mercantilism」に対する「Hard Money Mercantilism」として捉えている。そしてその原因を、著者は、第一次合衆国銀行がステュアートの「私信用の原理」にもとづくところの「担保の確実な銀行制度」だからであるとしている。それにしても、発券準備として機能していたはずの公債資本を計算に入れるなら、発券準備率は、たとえば一八〇〇年には二倍を越えることになる。この超保守的な経営をどう説明したらよいのだろうか。

したがって、経営状態から判断するかぎり、第一次合衆国銀行が一八一一年（マディソン政権下）に廃行されねばならない理由は何ひとつ見あたらない。「廃行直前の「ある」時期」に議会上に提出された貸借対照表によれば、正貨保有額は五〇〇万

ドルを超え、発券準備率はほぼ一〇〇パーセントで、そのうえ未配分剰余金は五〇万ドルを超える（配当率一〇パーセントとして半年分の配当金に相当）。第一次合衆国銀行のこのように高い収益性は、国内投資家よりも外国人投資家をひきつけ、ハミルトンの狙い通り外資の導入を促進した。さらに、手形割引業務の発展は、「アメリカ金融業のイギリスからの相対的自立への大きな一歩を踏み出」させた、と著者は国立銀行政策の効果を総括している。

著者は、第一次合衆国銀行の廃行を「意図せざる効果」のひとつにあげているが、残念なことにそれ以上深くふれられていくわけではない。そのかわりに、第一次合衆国銀行設立後に北部海港都市を中心起こった州法銀行設立ブームをとりあげ、そうした州法銀行が合衆国銀行同様に「Maritime Economy」の金融を賄った事実を指摘する。興味をそそられるのは、そうした州法銀行が正貨銀行という特徴をもつものであったという解釈を示しつつ、著者が、一九世紀に入って、すなわち「アメリカ体制」下になって、そうした銀行が「公債を資本として過剰な発券を行なったといわれる事態」との差に注目していることである。それだけではない。かつての州法銀行に正貨銀行という特徴もまた、第一次合衆銀行の廃行とともに忽然と消えてしまった、という。著者は、「それは、アメリカ経済を取り囲む内外の経済事情が、かかる類型の商業銀行の存在を許さなくなったからである」と指摘しているだけだが、とすればそのよ

うな「内外の経済事情」とはいったいかなるものであったかを解明することが、今後ますます重要な経済史の課題となつてくるように思われる。それによつて、第一次合衆国銀行が、その非の打ちどころのない経済的成功ゆえに、免許の更新を許可されなかつたという逆説的な事実もうまく説明されるにちがいない。

## VI

従来ハミルトンといえは『製造業報告書』を連想させ、ハミルトン経済政策といえは、産業「保護主義」を意味した、と言つても過言ではない。本書があつてこの通念の破壊を企図していることは冒頭で述べた通りである。最終章「工業政策の史的分析」は、公信用基調の「ハミルトン体制」という仮説を、『製造工業に関する報告書』というテキストの批判的解説を通じて論証しようとするものである。

本章も第二、第五章同様、「政策提起過程」を取り上げているが、やはり実質的な意味はない。それよりもむしろ「序」ハミルトン工業政策の歴史的前提」において、戦後恐慌対策として出発した製造工業奨励運動が、憲法制定運動↓中央政府の樹立と一七八九年関税法制定、に媒介されつつハミルトン工業政策展開を準備した、と指摘されている点が重要である。この間「製造工業保護育成運動」に言論舞台を提供したM・ケアリーの『アメリカン・ミュージアム誌』（一七八七〜九二）には、

テンチ・コックスの保護主義論が頻りに登場した。

「政策決定過程」ではまず、「その一」でハミルトンとコックスの関係が論じられ、ついで「その二」で『報告書』自体が分析される。ハミルトンとコックスの関係が問題になるのは、従来ハミルトンの単独執筆とみなされてきた『報告書』が、『ハミルトン文書』第一〇巻の公刊を機に、コックスがその執筆・作成に、部分的にであれ、関与していた事実が明らかになつたからである。一九六六年のことである。さらにその後、『テンチ・コックス文書』の公開によつて、いわゆる「テンチ・コックスの草稿」の全容が明らかにされ、『報告書』の「少なくともその最初の草稿をハミルトンではなくテンチ・コックスが全部書いた事実が解明され」、動かしがたいものとなつた。この「コックス草稿」の発見の過程での著者の貢献はよく知られている。

ハミルトンが報告書の作成のためにコックスの協力を求めたのは、ハミルトンがコックスにくらべ製造工業についての関心も認識も深くなつたから、と著者は主張する。事実、コックスの製造工業保護運動との実践的なかかわりは早くも一七七五年に始まり、七八年には「ベンシルヴェニア製造工業・有用技術奨励協会」に加わりその指導者のひとりになるなど（一八〇四年会長就任）、文筆活動に劣らず積極的であつた。それゆえ著者は『報告書』の作成の過程で、「コックスの方が、遙かに積極的に保護主義形成のヘゲモニーを握っていたと考える方が正

しい」とする。コックスは補佐官辞任後の一七九〇年代中頃に、今度はリパブリカンに転向してジェファソン支持に回ってからも、一八一〇年には全国的な工業調査を政府から委嘱されるなど、ひき続き「製造工業に関する最高のエキスパート」ぶりを發揮する。こうしたことから、「コックスの一九世紀初頭の活動は、……そのまま一九世紀前半期のアメリカ保護主義へと継承されていった」と著者は評価する。因に、この点を著者は本書末尾の「結語」においては「この線上で、『ハミルトン体制』は『アメリカ体制』へと連なる」と表現していて、コックス保護主義の果たした転機手的役割を肯定的に評価している。

ハミルトン自身の工業に対する関心や認識は、ではいったいどのようにして形成されたのか。それはどのようなものであったのか。著者はまず、さきの「テンチ・コックスの草稿」と完成された『報告書』を照合する。その結果、著者が自分でたてた篇別構成によると、『報告書』は前文、理論篇、政策篇、提案編、補足の五つの部分からなる（著者による『報告書』全文の苦心の翻訳が本書刊行と平行して『青山経済論集』第三五巻第四号、同第三六巻第一号、同第三七巻第一号に発表されている）。このうち理論篇の占める割合が全篇の五六パーセントと高いのが特徴である。他方、コックスの「草稿」の方も右のうち補足部分が欠けているだけで構成上大差はない。前文はコックス「草稿」のままで、政策篇、提案篇も「草稿」の構想をほ

ぼ受け継いでいると著者はいう。

つぎに、ハミルトンの「第一草稿」と呼ばれているもの——『テンチ・コックスの草稿』を書き写した文書にハミルトンが加筆・修正の筆を加えたもの——の特徴は、理論篇への加筆が「最も多い」点にあり、著者は「このような理論篇における質量両面にわたる加筆は、ハミルトンが製造工業奨励の必要性をコックスより一層理論的に主張にすることを必要のあることを感じたからであろう」と推理している。実はこの点にこそ、『報告書』を（工業）保護主義の「聖典」視させる根拠があるのだが、ところがかかる「ハミルトンの保護主義」はコックスのそれとも、あるいはフリードリッヒ・リストのそれとも、いずれとも「歴史的性情」の異なる、独自の保護主義であると著者は主張する。以下、ハミルトン保護主義論の形成過程を一瞥しておこう。

ハミルトン「第一草稿」と「第二草稿」あるいは「第三草稿」との相異は、後二者では、工業の育成に対する重農主義的立場からの批判に対して、反駁を加えていることである。さらに「第四草稿」になると、奨励金が工業育成の手段として選好されるようになる。保護関税が、一九世紀の経験からも肯けるように、幼弱な産業資本の利益に適った手段であるとすれば、この奨励金は「貿易商業資本の利害および関税収入を損なわずに工業奨励を行なう」一石二鳥の効果を持つからである。重農主義批判と奨励金の選択とはハミルトン保護主義の代表する経

済的利害がいかなるものかを示唆する。

『製造工業に関する報告書』は、その作成過程でコックスがタッチしているので、ハミルトンの他の報告書と同じように扱うことができぬ。だから著者は両者のいわば執筆分担部分を確定すべく、執拗に腑分けをまず行なったのである。このあたり、『ドイツ・イデオロギー』における類似の問題で望月清司氏が見せた鮮やかなメスさばきを想起させる。さて、「政策決定過程」の「その二」で、著者はいよいよハミルトン「最終草稿」（『報告書』）の検討にすすみ、保護主義論におけるハミルトンとコックスの差異をより一層明確化しようと努める。前述したようにハミルトンの執筆部分というのは理論篇に集中していた。この理論篇、内容的に前・後半に分けられるが、量的には「合衆国において製造工業を奨励することに対する四つの論拠にもとづく反対論を反駁した前半部分」が、ほとんどのスペースを占めるといふものである。しかも、この前半部の、今度は過半が重農主義を論拠におく「反対論」への反論で占められている。これについて重要なのが、「アメリカ経済の現状、特に、労働力の不足ならびに高価および資本の不足の事情」を論拠とする反対論への反論である。これら二つの反論こそ、コックス等の「草創期アメリカ保護主義」には見られないハミルトン独自の理論展開なのである。著者はこれを「もはや単なる重商主義の反復ではなく、スミスを経た世界史の新しい段階における後発的国民経済自立の経済政策論としての保護主義論」と位

置づけている。

「重農主義的批判」への反論という形で、ハミルトンが『報告書』で工業育成を説得しようとした対象は南部プランターおよび西部農民で、とくにモノカルチャー型産業構造をもつ南部であった。北部における製造工業の育成は、農業的南部と西部に安定した国内市場を創出するだけでなく、両地域の農業の商業化・多様化を促進して、その結果として、農・工の「均整のとれた国民経済」（コックス）を実現できる、とハミルトンは説く。ここには樂觀的な南北調和論が描かれており、著者が適切に指摘しているように、『報告書』が、南部や西部の説得のために書かれたとさえ思わせるふしが見られる（四二三ページ）。（ということは、当時の国民の一般的感情、リパブリカニズム、の説得のために書かれたということでもある。）

今日ではもはや定説だが、ハミルトンが『報告書』の政策篇で製造工業奨励の手段として最も重視したのは既述の奨励金であり、ついで報賞金であって、高率関税ではない。ハミルトンは捕足部分でも、ダメ押し形でこの手段の効用を説いている。しかも奨励金が与えられるのは専業として営まれる製造工業、大規模工場だけである。ハミルトン保護主義の対象がこのように、そうした都市の工業であって、内陸農村などの自生的に発達しつつあった家内工業ではないことははっきりしている。（奨励金に関しては、Drew R. McCoy, *The Elusive*

*Republic: Political Economy in Jeffersonian America*, 1980

が参照されるべきである。)

## Ⅶ

『製造工業に関する報告書』は、他の報告書のように議会で審議されることもなく、したがって、それをもとにした法律が制定されることもなく、宙に浮いてしまった。そのため工業政策の政策としての効果を判定することができない。そのかわりに、ハミルトンの私的な実践活動である「いわゆる the 'S. U. M.' 計画」を考察することで、ハミルトン工業政策の目的合理性、「ハミルトン体制」の殿に位置するこの政策の他の諸政策との整合性、などがテストされることになる。

The Society for Establishing Useful Manufactures, 通称 the 'S. U. M.' とは、ハミルトンとコックスがニューヨーク商人と語り合って立案した、当時の工業会社としては異例の五〇万ドルの資本金を有する大規模な「綿布および亜麻布の捺染」を中心とする工場の建設プロジェクトである。ハミルトンが執筆したとされる「設立趣意書」によれば、この工場は、ジェニ―紡績機四五台（三七八〇錘）と最新鋭粗紡機 Roving Billy 四台をイギリスから輸入する計画で、規模といい技術水準といい「一挙に国際的競争力を確立しよう」と考えていることが知られる。注目すべきことに、連邦政府公債を資本金に利用していることで（公債の産業資本への転化）、いかにもハミルトンにふさわしいプランである。「設立趣意書」では公債ばかりで

なく、もとより正貨による株式払込みがうたわれているが（実際にも正貨で金額払込まれた）、合衆国銀行券による払込みは認められていなかったようである。

the 'S. U. M.' は一七九〇年一月にニュージャージー州議会から特許状を交付され正式に発足した。同月最初の株主総会で一三名の取締役が選任され、うち八名がニューヨーク商人で占められた。しかし、最初の資本金払込みが行なわれた直後の九二年春に、ニューヨークに金融恐慌が起こり、総裁デュア―をはじめ多くの役員が破産に追いこまれ計画は挫折した。漸く九四年に操業にこぎつけたものの九六年には生産停止に追いこまれる。こうして、the 'S. U. M.' は「フェデラリストの最有力な指導者でありかつ現職の財務長官たるハミルトン」によって鳴物入りで推進された割には「国立工場」と呼ばれたことさえあった）、あっけなく幕を閉じた。

著者は the 'S. U. M.' のこの破綻の原因が、その投機的性格にあること、換言すれば、そもそもハミルトン工業政策が自生的な農村工業の発達「国民的生産力」を無視したところで形成されたことにある、と指摘している。それは「独立革命を勝ちとったアメリカ土着の工業的生産力を直接に継承し、吸収したものでなかった。」とはいえ、the 'S. U. M.' の失敗、したがってハミルトン工業政策の惨めな敗北は決して、「ハミルトン体制」そのものの破綻ではなかった。逆に the 'S. U. M.' の失敗は、後発国アメリカという文脈において考えると

き、その失敗にこそ意義があり、逆に、たとえば日本のような後進国では、ハミルトン式の工業育成政策が有効であることを証明した、としている。

## Ⅷ

以上の紹介が十分なものだとは評者も考えていない。経済理論史・思想史、貨幣・金融論等の分析用具を動員して書かれた本書の豊富な研究成果の上つ面を、ただなぞったにすぎないことは、非力な評者がよく承知しているけれども、今回本書を熟読してみても、以前見過していたことにはじめて気づいたり、本書のいわば仕掛けがいくらか見えてきた気もする。一言でいえば本書のロジックが少しは擱めてきたかということになろう。

すでに、些細な疑問についてはその都度述べてきたので最後に、「ハミルトン体制における経済的成功と政治的失敗」という観点から、評者の本書に対する「蟻り」を若干述べてみたい。

評者にとって本書の醍醐味は、「ハミルトン体制」の展開につれて、互いに対立・矛盾する二つの要素（帰結）が生れ、それらがだんだん大きく膨れあがってゆき、やがて両者の衝突にまで発展する、というダイナミズムが具体的にイメージできることである。公債政策や国立銀行行政策の場合に最もはっきりするのだが、両政策は見事なまでに狙い通りの政策効果をあげながら、一方では「ハミルトン体制」の支持基盤であるフェデラ

リスツ内部にそのつと深刻な対立を生み出し、そして「ハミルトン体制」の受け皿の間に反「ハミルトン体制」の気運を醸成した。租税政策にいたってはむしろ、反体制気運だけをつくり出したとさえいえる。言葉を換えて言えば、「ハミルトン体制」がその展開につれて、所期の「国民国家の確立」もしくは「連邦政府の強化」といった目的を実現すればするほど、まさに「意図せざる結果」を、自己の足下を掘り崩すように、自己に対立する力をも、強化してゆくといった自己矛盾・ディレンマが本書から読み取れるのである。これをさらに本書のモチーフに近づけて言えば、「ハミルトン体制」は直接、間接に、アメリカにおける原始蓄積（著者はこれを「受け皿」とも表現する）に貢献したにもかかわらず、否、むしろそれゆえに、自生の産業資本の側からは自己の発展にとっての桎梏として受けとめられてしまい、ついに「アメリカ体制」とってかわられる。

著者が「ハミルトン体制」の即、自的、短期的な成功（意図した効果）を強調すればするほど、実は、対自的、長期的なその不成功⇨失敗（意図せざる結果）が逆にひとりて強調されてしまう結果となる。評者は、「ハミルトン体制」が「ひとつの目的合理的体系」として徹底していればしているほど、逆にそれによって排除された別の「ひとつの目的合理的体系」（たとえばアメリカ民主主義なりリパブリカニズムなりといったもの）との間で対立を深めざるをえない、という歴史のダイナミズム

にどうしても目がいくのである。その意味で、本書は「公信用基調性ゆえに成功した」「ハミルトン体制」を見事に描き切ったが、そのことよって逆に、かかる経済的成功ゆえに政治的には敗北せざるをえなかった、すなわち「アメリカ体制」に転轍されざるをえなかった「ハミルトン体制」の政治的敗北、逆説的な運命、をも、見事に描き切ったと、決して皮肉ではなく、言うべきかもしれない。

ところでこの「ハミルトン体制」から「アメリカ体制」(アメリカ産業資本の本来的保護主義論)への移行について、著者は前者に胚胎した、というよりもむしろそこに混在していたコックス的要素(コックス保護主義論)が移行の媒介をした、という論理で捉えているようである。しかし著者のコックス評価は両義的で、このような「前向き」のものばかりではない。

コックスの「農本主義的傾向」や「農本主義思想」といった指摘もしばしば見られるからで、いわばコックスを「後向き」に見ているふしがある。この点はジェファソン評価の場合にもあてはまる。おそらく著者の「反リパブリカンの」なアメリカ史の見方がかかる「後向き」の評価を生むのであろう。しかし、「結語」にいう「アメリカ内部に自生的に成長しつづつあった産業資本」のイデオログとしてコックスを描くことには、したがって右のように「前向き」にコックスを評価することに対して、評者は抵抗を感じないわけではない。コックスが本質的には、シンシア・シェルトンの描く「土地投機業者ジョン・ニコ

ルソン」と寸分たがわぬタイプの「土地開発業者」であった可能性は本書の注記(四八五ページ)あるいは、ウェストのコックス略伝からさえも容易に想像できることだからである。

本書の建国初期の経済的基礎過程に関する認識が、エートス論を別にして、きわめて正統的なことはすでにその個所で指摘したが、コックスの評価においても従来の研究にひきずられているように思われる。著者のように「アメリカ体制」を、「ハミルトン体制」の「反民主的・反民衆的色彩」を払拭したものと解してしまうと、「ジャクソン民主主義」や未完の市民革命、南北戦争との関連でこの主題を考察する余地はほとんどなくなるようにみえるのである。

注 本書の書評には現在までのところ次のものがある。楠井敏朗、『社会経済史学』第五〇巻第六号(一九八五年二月)、三和良一、『青山経済論集』第三六巻第二・三・四合併号(一九八五年二月)。楠井氏に対する田島恵児氏の反論が『社会経済史学』第五一巻第二号(一九八五年六月)に掲載されている。厳密には書評ではないが、小林昇氏が本書を専門の立場から論評している。「原始蓄積のなかの保護主義」、杉山忠平編『自由貿易と保護主義』法政大学出版局、一九八五年、同「最初の経済学体系」『歴史と社会』六、リプロポート、一九八五年六月。

一九八五、一二、五成稿